

意見書案第 15 号

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年12月18日

福岡市議会

議長 阿部 真之助 様

提出者 福岡市議会議員

山口 湧 人

倉元 達 朗

堀内 徹 夫

田中 たかし

森 あやこ

近藤 里 美

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

えん罪は、無実の者が犯罪者として法による制裁を受けるものであり、決してあってはならないものです。再審は、えん罪から無実の者が救済される最後の砦です。

しかし、再審請求では、無実を主張する請求者から、無罪とするための新規・明白な証拠を提出することが求められますが、証拠のほとんどは起訴する権限を持つ検察官の手にあり、現行の刑事訴訟法の再審規定においては、検察官がそれらを開示する義務や開示のための確立された制度はありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判所の裁量による要請等や検察官の任意の判断に委ねられることとなります。このために、再審にたどり着くこと自体が「開かずの扉」と言われるほど困難なものとなっています。

さらに、再審開始決定に対する検察官の即時抗告及び特別抗告による不服申立てが許されていることで、再審請求審が無用に長期化しています。このようなことから、検察官の不服申立てに法的な制限を加える必要があることは明確です。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、無実の者を救済するため、再審における証拠開示制度を確立するとともに、検察官の不服申立てを制限するなど、刑事訴訟法の再審規定を改正されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣 宛て

議 長 名